

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	81 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	30 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、50年10月から51年9月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで  
② 昭和47年10月から同年12月まで  
③ 昭和50年10月から51年9月まで  
④ 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和46年9月に勤務していた会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。49年頃、私が元夫の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を、私が納付していた。59年11月に会社を退職した後、国民年金に再加入するための手続を行った後、しばらくしてから住所変更の手続を行い、その近接する時期にまとめて納付したこともあったように思う。申立期間①、②、③及び④の保険料については、金額は定かではないが、区役所から自宅に送られてきた納付書により金融機関で、定期的に納付していた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年9月に勤務していた会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、同年7月に払い出されており、申立人は同年9月以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入手続を行いながら、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所に変更は無く生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみ未納とされているのは不自然である上、申立期間②と同年度の残余の期間は保険料が納付済みとなっており、本来、特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、同台帳が存在しないことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間③について、申立人は、その元夫の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、申立期間③に係る元夫の保険料は、納付済みとされていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間④について、申立人は、昭和 59 年 11 月に会社を退職した後、国民年金に再加入するための手続を行い、その近接する時期に住所変更手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の記載内容から、当該期間の直前に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていること、及び転居後に住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人の主張と一致する。

その上、申立期間①、②、③及び④について、申立人が、国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、当時実在し、保険料の収納を行っていたことが確認できることから申立人の主張と一致する上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月

私は、国民年金の加入手続を行った後、夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の1か月だけ、国民年金保険料を納付しなかったということは無い。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和52年10月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間は、全て国民年金保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分納付していたと述べているが、実際には、申立人とその夫が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳、及び申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の保険料は、同市において収納されているのに対し、申立人については、申立人自身が別途加入していた国民健康保険組合において、昭和52年10月以降申立期間の前月までの保険料が収納されていたことが確認できる。これに加え、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、同組合において、申立人と一緒に保険料を納付していたと考えられるその母親を含めた4人についても、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立期間当時、申立人が加入していた国民健康保険組合では、同組合加入期間中は、国民年金

保険料が未納となることはあり得ないとしていることに加え、同組合は、国民年金被保険者である同組合の組合員が、保険料を滞納した場合は、滞納した月に遡って、保険料収納業務の委託を解除していたとしており、申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格を喪失しておらず、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳にも、同組合が、申立人の保険料収納業務の委託を解除した旨の記載は無いため、申立期間の保険料についても、同組合が、引き続き保険料を収納していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から52年3月まで  
② 昭和52年8月  
③ 昭和57年6月から61年3月まで

申立期間①及び②について、私が会社を退職した後、加入手続日は定かではないが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、納付可能な国民年金保険料を全て納付し、その後、私が次の会社に就職するまでの保険料も、父親が全て納付していたと思う。

申立期間③について、昔のことなので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付などについて全く憶えていないが、私が保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納、申立期間③が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年4月頃と推認され、オンライン記録によると、その時点から、国民年金保険料の納付が開始され、申立期間②直前まで全て現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人と同居していたその母親については、国民年金制度発足当初から国民年金に任意加入し、60歳到達時まで保険料を完納している上、付加保険料を納付している期間があることも考え合わせると、

申立人も、国民年金に対する認識が強くあったとしても不自然ではなく、その申立人が、1か月と短期間である当該期間の保険料も納付していたとしても特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その父親が、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が、申立期間①の国民年金保険料を全て納付していたと思うと述べるにとどまっており、当該期間の保険料が遡って納付された事情をうかがうことができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③について、当該期間後の昭和 61 年 11 月に、申立人が当時居住していた区で新規に国民年金被保険者名簿が作成されていること、及びオンライン記録によると、同年 12 月に申立人の氏名変更処理が行われていることから、この頃、申立人の国民年金の再加入手続が行われたと考えられる上、申立期間③の大半は、その夫は厚生年金保険の被保険者で、申立人が国民年金に加入する場合には、制度上、任意加入することになるが、実際には当該期間は未加入期間とされ、再加入時点において、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

加えて、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付するためには、昭和 52 年 4 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続や保険料の納付などについて全く憶<sup>おぼ</sup>えておらず、自身が保険料を納付していたと思うと述べるのみであり、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、単に「納付した。」という主張のみをもって、当該期間の保険料が納付されたと考えるのも困難である。

その上、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで  
④ 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 53 年 11 月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、町役場の職員に勧められたので、既に国民年金に加入していたが国民年金保険料を納付していなかった夫及び私の 52 年 4 月から加入手続時点までの保険料を遡って一緒に町役場で納付した。

その後は、夫が経営する店に来ていた信用金庫の職員に納付書と現金を渡して、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間①及び③が国民年金保険料の申請免除期間とされ、申立期間②及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 53 年 11 月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行い、その際、町役場の職員に勧められたので、既に国民年金に加入していたが、国民年金保険料を納付していなかったその夫及び申立人の 52 年 4 月から加入手続時点までの保険料を遡って一緒に町役場で納付し、その後の保険料については、その夫が経営する店に来ていた信用金庫の職員に納付書と現金を渡して、夫婦二人分の保険料を納付してもらっていたと主張しているところ、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みとされている上、保険料を一緒に納付していたとするその夫の申立期間①に係る期間の保険料は納

付済みとされている。

また、申立期間①直後の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間については、平成 21 年 6 月に、納付済みへ記録訂正されるまでは、申請免除期間とされていたことが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、i) 申立人は、申立期間②、③及び④当時は、その夫の経営する店から給与を支給され、その中から国民年金保険料を納付しており、納付した保険料については、確定申告ではなく、年末調整により処理していたと述べていること、ii) 申立人の夫の昭和 57 年、61 年及び平成元年分の確定申告書（控）を見ると、申立人には専従者給与が支給されていたことが確認できること、iii) 今回申立人と一緒に申立てを行っているその夫の申立期間②、③及び④の保険料は、確定申告書（控）等から納付されていたものと推認されることから、申立人の申立期間②、③及び④の保険料が納付されていたと考えても特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人夫婦は、申立期間④後の国民年金保険料を全て納付しており、平成 3 年 4 月以降の保険料については、全て前納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで  
④ 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、転居した昭和 53 年 5 月頃に、町役場で国民年金の加入手続きを行ったが、国民年金保険料を納付していなかったため、結婚して、妻が国民年金の加入手続きを行った同年 11 月頃に、52 年 4 月から妻の加入手続き時点までの私及び妻の保険料を遡って一緒に町役場で納付した。

その後は、私が経営する店に来ていた信用金庫の職員に納付書と現金を渡して、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間③が国民年金保険料の申請免除期間とされ、申立期間①、②及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月頃に、町役場で国民年金の加入手続きを行ったが、国民年金保険料を納付していなかったため、結婚して、その妻が国民年金の加入手続きを行った同年 11 月頃に、52 年 4 月からその妻の加入手続き時点までの申立人及びその妻の保険料を遡って一緒に町役場で納付し、その後は、申立人が経営する店に来ていた信用金庫の職員に納付書と現金を渡して、夫婦二人分の保険料を納付してもらっていたと主張しているところ、その妻の申立期間①に係る期間の保険料は納付済みとされている上、申立人の申立期間①直後の 53 年 4 月から同年 11 月までの保険料は納付済みとされていること

から、12 か月と短期間である申立期間①の保険料が納付されていたと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④のうち、昭和 57 年、61 年、63 年及び平成元年分の確定申告書（控）を所持しており、それぞれの社会保険料控除欄に国民年金保険料額として記載されている金額は、昭和 57 年、61 年、63 年及び平成元年のそれぞれ 1 年分の保険料額の合計金額とおおむね一致していることから、当該期間については、保険料が納付されていたものと推認できる。

さらに、申立期間②、③及び④のうち、確定申告書（控）を所持していない期間について、申立人は、その当時仕事は順調であったと述べていることや、昭和 57 年、61 年、63 年及び平成元年分の確定申告書（控）に記載されている所得金額などから見て、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができるだけの資力を有していたものと推認できることから、当該期間の保険料が納付されていたと考えるも特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人夫婦は、申立期間④後の国民年金保険料を全て納付しており、平成 3 年 4 月以降の保険料については、全て前納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5217

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の母親は、平成元年に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が区役所で遡ってまとめて納付した。申立期間後の保険料は、私が 3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年に、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行った後、区役所の仮設の窓口で国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 5 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であった上、当時、同区役所において社会保険事務所（当時）による集合徴収が行われていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことを具体的かつ鮮明に記憶している上、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した後は、自身が 3 か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立期間後の平成元年 4 月以降の保険料は、3 か月ごとに納付されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月頃、町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、転居した際にも住所変更を行い、保険料を納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を適切に行っている上、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金に加入後、申立期間直前までの期間の国民年金保険料を全て現年度納付しており、保険料の納付意識が高かった申立人が、9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理ではない。

さらに、申立人は、申立期間の当初は、厚生年金保険適用事業所に就職し、勤務していたものの、あらかじめ夏季期間のみの勤務であり、厚生年金保険に加入することができないことが分かっていたため、引き続き国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し続けていたと述べており、その動機が明確で、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 5219

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

私は、時期や場所については、はっきりと憶<sup>おぼ</sup>えていないが、自分で国民年金の加入手続を行った。

その後、自宅に納付書が郵送されてきたので、市役所の窓口又は郵便局で国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所については、はっきりと憶<sup>おぼ</sup>えていないが、申立人自身が、国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に納付書が郵送されてきたので、市役所の窓口又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に払い出されており、その時点において、申立期間は、保険料を遡<sup>おぼ</sup>って納付することが可能な期間である。

また、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間直後の同年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、実際に過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、途中の 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 60 年 4 月から厚生年金保険に加入する直前の 62 年 11 月までの国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

私の母親は、私が20歳になったのを契機に、昭和59年4月頃、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が、当時、私と同居していた両親の分と一緒に未納が無いように納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったのを契機に、その母親が、昭和59年4月頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人と同居していた両親の分と一緒に未納が無いように納付したと主張しているところ、その両親については、申立期間と同じ期間の保険料が納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人のみ申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料の過年度納付書が昭和59年10月に発行されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の母親は申立期間の保険料をその過年度納付書により納付したものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 61 年頃に両親に勧められて、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、市役所の職員から、「2 年間は遡って国民年金保険料を納付することができます。」と説明され、遡って納付できる期間の保険料を計算してもらい、15 万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年頃に国民年金の加入手続を行い、未納となっていた国民年金保険料を遡れる分だけまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付記録から同年 5 月又は同年 6 月と推認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認でき、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間を含む 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年12月まで

私は、大学生だった頃、私の両親から国民年金への加入を勧められたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の下宿先に送付されてきた納付書により未納が無いように金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の下宿先に送付されてきた納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、大学生だった頃、その両親から国民年金への加入を勧められたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年8月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料の過年度納付を行うことは可能である上、同年1月から同年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できるとともに、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者に対して、少なくとも1回は納付書を発行することとされていたことから、申立人は、申立期間についての納付書を受け取り、保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から同年9月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付期限内に納付しないことが何度かあったが、その際には、「国民年金保険料の未納のお知らせ」のはがきが、自宅に送付されてきたので、そのはがきがくれば必ず保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付期限内に納付しないことが何度かあったが、その際には、「国民年金保険料の未納のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）が、自宅に送付されてきたので、そのお知らせがくれば必ず保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和50年9月25日現在のお知らせでは、昭和47年度の未納月数は3か月とされているが、申立人は、昭和47年4月から同年6月までの3か月の保険料を、50年12月に第2回特例納付により納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できることから、申立期間のうち、昭和47年度である昭和48年3月の保険料が未納とされているのは不合理である。

また、申立人が所持する昭和50年9月25日現在のお知らせでは、申立期間後の49年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされているが、申立人は、この期間の保険料を、当該お知らせが発行された時点より前に納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できることから、その当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の

未納は無い上、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされていることから、7か月と短期間である申立期間の保険料が納付されていたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年3月まで

昭和48年9月に区役所に婚姻届を提出した際、夫が私の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ってくれた。

その後、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料は、夫が自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を、3回ほど納付したと聞いている。

また、昭和49年度以降の国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、夫がその納付書を持って、金融機関又は郵便局で夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

私は、夫が私の国民年金保険料を、夫婦一緒に納付してくれていたにもかかわらず、私の申立期間の保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月頃、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、その夫は、国民年金の加入手続を行った際の状況について具体的に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた区の区役所が保管する拠出年金受付処理簿によると、申立人の国民年金の加入手続時期が同年同月となっていることが確認できることから、申立内容に特段不自然な点は認められない。

また、申立人の、申立期間後の国民年金保険料は全て納付されている上、前納されている期間もあるなど、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付意識が高かったと認められ、納付意識が高かったその夫が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を一度も納

付していなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人及びその夫の国民年金保険料は、おおむね同日に収納されていること、申立期間と同期間のその夫の保険料は納付済みとされている上、特に昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間については、その夫の特殊台帳によると、昭和 51 年度の摘要欄に当該期間のものと考えられる保険料の納付書が発行された記載があり、その納付書に基づき、その夫の当該期間の保険料が過年度納付されたと推認でき、申立人の特殊台帳にも、同様の記載がなされていることから、申立人の申立期間の保険料もその夫と同様に納付されていたとしても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

私は、昭和52年11月頃に、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付し、その領収書を現在も所持しているが、当該期間が国民年金の未加入期間とされている。社会保険事務所（当時）に確認したところ、57年2月27日に国民年金の被保険者資格を喪失したとして保険料が還付されていると言われた。私は、保険料を還付された記憶は無く、還付に関する通知を受け取った記憶も無いので、申立期間の保険料が還付され、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付しており、昭和57年2月に国民年金の被保険者資格を喪失した記憶は無いと主張しているところ、申立人が所持している申立期間の保険料の領収書には、同年2月2日付けの金融機関の領収印が押されており、申立期間の保険料を納付した事実が確認でき、申立人が同年2月及び同年3月の保険料を納付した後の同年2月27日に被保険者資格を喪失したとするのは不自然であることから、同年2月27日に申立人が被保険者資格喪失の申出を行ったとは考えにくい。

また、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年6月まで

私は、平成2年12月、結婚に伴い転居した。その直後、市役所に年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、職員から、過去の国民年金保険料に未納がある旨を指摘され「2年以内であれば保険料を遡って納付することができる。」と説明を受けたので、未納であった期間の保険料を遡って分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

平成2年12月の結婚直後に、申立期間を含む未納となっていた期間の国民年金保険料を分割して納付したとする申立人の主張については、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から3年1月と推認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、オンライン記録では、申立人は、申立期間直後の平成元年7月から2年3月までの9か月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「結婚してから、妻（申立人）が夫婦二人分の国民年金保険料を納付している。結婚直後、妻が『市役所で国民年金に未納期

間があったことが分かって、2年以内であれば遡って納付できるので、分割して納付する。』と話していたことを明確に記憶している。」と述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 5227

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 2 月まで

私は、結婚直後の昭和 54 年 4 月頃、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間の国民年金保険料については、結婚後に義母に「勤めと勤めの間も、きちんと空きの期間が無いように払いなさい。」と言われたため、加入手続後、私が独身時代に貯めたお金で遡って一括で納付した。納付した時期、場所及び納付金額についての記憶は無いが、日常所持していた 10 万円ぐらいの中から納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 54 年 4 月頃、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月又は同年 5 月頃と推認され、その時点で、申立人が同市で手続を行ったとする年金手帳においては、申立期間については、強制加入被保険者とされていたことが確認でき、当該期間の保険料を遡って過年度納付することが可能であったことに加え、推認できる加入手続時期において、一括納付することができる保険料は申立期間以外の保険料とは考えにくいことから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日について、申立人が加入手続を行ったとする市の被保険者名簿においては、昭和 54 年 5 月 22 日とされ

ており、申立人の年金手帳ではこの日は強制加入被保険者から任意加入被保険者へ種別変更した日であるが、当該被保険者名簿では、この日に強制加入被保険者として初めて被保険者資格を取得したとされている。一方、オンライン記録においては、同年4月30日に強制加入被保険者資格を取得後、同年5月22日に任意加入被保険者に種別変更されているなど、これらの記録に食い違いが生じており、記録管理の不備が認められる。

さらに、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入し、付加保険料を納付していた期間や保険料を前納した期間もあるなど、保険料の納付意欲が高かったことがうかがえることから、申立期間の保険料について、過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

私は、20歳の頃、仕事をしていなかったため、国民年金の加入手続を行わなかった。

1年後に、母親が、市役所に相談に行った際に、遡って国民年金保険料を納付することができることを聞いたため、国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった保険料と、国民年金の加入手続を行った後の保険料を、それぞれ分割により、毎月、銀行で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き、厚生年金保険の被保険者となるまでの間、国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達者の資格取得日及び国民年金第3号被保険者の届出処理日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、平成8年5月であると推認される。申立人は、申立期間直後の6年7月から7年3月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される8年5月の時点において、納付可能である申立期間の保険料も納付したと考えるのも特段不合理ではない。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、上述の平成8年5月当時において、申立人の国民年金保険料を提供していたとするその父親の標準報酬月額等級は上位であったことが確認できるため、申立期間の保険

料を納付することができるだけの資力は十分あったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年3月まで

私の父親は、私が20歳になった頃に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料については、父親が、自分たち夫婦及び私の分を一緒に納付していた。父親からは、20歳から未納が無いように保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行った当初に、納付書により郵便局で遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日より、申立人の国民年金の加入手続は昭和54年8月頃に行われたものと推認できることから、加入当初に申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能である上、申立期間当時、納付書により郵便局で過年度保険料を納付することは可能であったことから、その主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその両親については、申立期間と同じ期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付されている申立期間直後の昭和54年4月以降の保険料額より安価であることから、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ17か月と比較的短

期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、私、弟及び母親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。弟及び母親の保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、申立人、その弟及び母親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その母親の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められるその母親が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人の母親が、申立人及びその母親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟の申立期間と同じ期間の保険料も納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年11月まで

私は、私の母親に勧められて、昭和49年5月頃、市役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分を同出張所及び郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月頃、市役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を同出張所及び郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、同出張所及び同郵便局は実在し、前者は加入手続及び保険料収納の事務、後者は保険料収納の事務を行っていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和49年5月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時期は申立期間の途中であることから、加入手続を行ったにもかかわらず、現年度保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間のうち、48年12月から49年3月までの4か月分の過年度保険料についても、申立期間に近接する期間に過年度納付を行った記録がみられることから、郵便局で納付書により納付したものと推認できる。

さらに、国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付したはずである。申立期間については、妻は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張については、結婚後における夫婦の保険料は、申立期間を除き、全て同一日に納付されていることが確認できることから、信憑性がある。

また、申立人の妻は、申立期間と同じ期間の国民年金保険料を平成10年3月に過年度納付していることが確認できることから、申立人にも同様に申立期間の納付書が発行されたと考えられ、申立人の妻が申立期間の保険料を夫婦二人分納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直後の平成9年4月の国民年金保険料は、夫婦共に同年5月に現年度納付されていることから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われたとうかがえることに加え、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えられる時期において、申立人は厚生年金保険の被保険者であったこと、申立人及びその妻は、申立期間後においては保険料の未納が無く、保険料の納付意欲が高かったことが認められるなど、1か月と短期間である申立期間の保険料の納付が困難であったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から同年 11 月まで

私は、昭和 46 年 8 月に退職後、田舎から出てきた父親に強く勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、アルバイト勤務の合間に、市役所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 8 月に退職後、田舎から出てきた父親に強く勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人に初めて付番された国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 12 月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入動機が明確であり、国民年金の加入手続を行っておきながら、国民年金の被保険者資格を取得した当初の 3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和 46 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料は、当初納付済みとされていたが、平成 22 年 10 月にその記録が取り消され、それまで未納とされていた申立期間直後の昭和 46 年 12 月及び 47 年 1 月の保険料が納付済みに訂正されていることが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から同年12月まで

私は、結婚した昭和44年2月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際、職員から窓口で納付するように言われ、すぐにその場で数箇月分を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年同月と推認できることから、加入手続を行った時点で、申立期間の保険料を納付することが可能であった。

また、申立人のオンライン記録によると、当初、申立期間に近接する昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が所持していた検認済みの国民年金手帳により、平成22年9月に納付済みに記録訂正されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅近くの金融機関の窓口で、納付書に現金を添えて未納が無いように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 12 月と推認でき、加入手続を行った時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 52 年度以降の保険料額より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付済みである上、付加保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成2年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年10月30日まで

私は、平成元年秋頃から、専門学校を卒業後に入社することが決まっていたA社B店にアルバイトとして勤務した。専門学校を卒業した2年4月から正社員となった。当時、給料を受け取った時、アルバイトの頃より手取額が少なく、給与から厚生年金保険料を控除されていると思った記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたものと認められる。

また、申立人が記憶している全ての同僚にA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、そのうちの1名は、「申立人は私と同じ仕事であり、正社員であった。」と述べている。

さらに、申立人の後任としてA社B店の店長となった同僚も、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人より前にアルバイトで入社したとする複数の同僚にも、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の後任としてA社B店の店長となった同僚の資格取得時のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年8月25日に、同資格の喪失日に係る記録を22年8月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を450円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月25日から22年8月19日まで  
年金事務所の加入記録によると、昭和21年8月25日から22年8月18日まで勤務したA事業所での船員保険の加入記録が欠落している。

船員手帳には、昭和21年9月20日にA事業所所有の船舶Bに雇入れられ、22年3月10日に雇い止めになった記載がある。その後、同年5月からC県D市のE養成所に入所し研修を受け、同年8月18日にA事業所を退職した。

申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び申立人がA事業所を退職した後に勤務したとするF事業所発行の人事記録証明書から、申立人は、昭和21年8月25日付けで船舶BのG職としてA事業所に勤務し、同年9月20日から22年3月10日までの期間において、船舶Bに乗っていたことが確認できる。

また、A事業所使用船舶一覧表によると、申立期間当時、船舶Bは、同事業所に管理されていた船舶であることが確認できる。

さらに、上記人事記録証明書において、A事業所を退職した昭和22年8月18日までの期間において、船舶Bの予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者を船員保険の被保険者と

する制度で、20年4月1日から開始)であったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A事業所に係る船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳の記録から450円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成17年2月18日、同年8月22日、18年8月21日、19年2月20日、同年8月20日及び20年2月20日支給の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を17年2月18日は10万円、同年8月22日は21万円、18年8月21日は23万円、19年2月20日は23万5,000円、同年8月20日は24万円、20年2月20日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月18日  
② 平成17年8月22日  
③ 平成18年2月20日  
④ 平成18年8月21日  
⑤ 平成19年2月20日  
⑥ 平成19年8月20日  
⑦ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、会社から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については10万円、申立期間②については21万円、申立期間④については23万円、申立期間⑤については23万5,000円、申立期間⑥については24万円、申立期間⑦については25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、平成18年2月20日に22万5,000円の賞与が支給されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが平成18年賃金台帳で確認できることから、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月13日は15万円、17年2月18日は20万円、同年8月22日は15万円、18年2月20日は20万円、同年8月21日は15万円、19年2月20日は20万円、同年8月20日は15万円、20年2月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日  
② 平成17年2月18日  
③ 平成17年8月22日  
④ 平成18年2月20日  
⑤ 平成18年8月21日  
⑥ 平成19年2月20日  
⑦ 平成19年8月20日  
⑧ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、事業主から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については15万円、申立期間②については20万円、申立期間③については15万円、申立期間④については20万円、申立期間⑤については15万円、申立期間⑥については20万円、申立期間⑦については15万円、申立期間⑧については20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成18年8月21日、19年2月20日、同年8月20日及び20年2月20日支給の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を18年8月21日、19年2月20日及び同年8月20日は2万円、20年2月20日は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月20日  
② 平成18年8月21日  
③ 平成19年2月20日  
④ 平成19年8月20日  
⑤ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、会社から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知つた。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間②から④までについては2万円、申立期間⑤につ

いては1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、平成18年2月20日に1万円の賞与が支給されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが平成18年賃金台帳で確認できることから、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月13日は20万円、17年2月18日は23万円、同年8月22日は24万円、18年2月20日及び同年8月21日は25万円、19年2月20日は25万5,000円、同年8月20日は26万円、20年2月20日は26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日  
② 平成17年2月18日  
③ 平成17年8月22日  
④ 平成18年2月20日  
⑤ 平成18年8月21日  
⑥ 平成19年2月20日  
⑦ 平成19年8月20日  
⑧ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、事業主から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については20万円、申立期間②については23万円、申立期間③については24万円、申立期間④及び⑤については25万円、申立期間⑥については25万5,000円、申立期間⑦については26万円、申立期間⑧については26万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月13日は20万円、17年2月18日及び同年8月22日は23万円、18年2月20日及び同年8月21日は23万5,000円、19年2月20日及び同年8月20日は24万円、20年2月20日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日  
② 平成17年2月18日  
③ 平成17年8月22日  
④ 平成18年2月20日  
⑤ 平成18年8月21日  
⑥ 平成19年2月20日  
⑦ 平成19年8月20日  
⑧ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、事業主から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があって、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については20万円、申立期間②及び③については23万円、申立期間④及び⑤については23万5,000円、申立期間⑥及び⑦については24万円、申立期間⑧については26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月13日は4万円、17年2月18日は17万円、同年8月22日は5万円、18年2月20日は10万円、同年8月21日、19年2月20日、同年8月20日及び20年2月20日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日  
② 平成17年2月18日  
③ 平成17年8月22日  
④ 平成18年2月20日  
⑤ 平成18年8月21日  
⑥ 平成19年2月20日  
⑦ 平成19年8月20日  
⑧ 平成20年2月20日

平成22年5月下旬に、事業主から、申立期間の賞与支払届の申告漏れに気付き、年金事務所に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった旨の報告があって、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については4万円、申立期間②については17万円、申立期間③については5万円、申立期間④については10万円、申立期間⑤から⑧までについては5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年7月21日から同年9月10日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月21日に船員保険被保険者資格を取得し、同年9月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のB社における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年8月頃から58年1月頃まで

② 昭和58年7月21日から同年9月10日まで

父が残したメモによると、父は、申立期間①は、A社が所有する船にC職として乗り、また、申立期間②は、B社の船に乗っていたと思われる。

父は、長らくD船に乗っており、几帳面な性格であったため、民間の会社に勤務していた期間についても、船員保険に加入しないで船に乗ることは考えられない。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当時の同僚が、「期間は分からないが、申立人が勤務していたことは知っている。」と供述している。

また、B社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和58年7月21日、資格喪失日は同年9月10日）が確

認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 58 年 7 月 21 日に船員保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 10 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、36 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人のメモに記載されている A 社の事業主名が同社の商業登記簿に記載されている代表取締役の氏名と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、日本年金機構 E 事務センターは、「A 社を船舶所有者とする船舶所有者別被保険者名簿は見当たらない。」と回答している。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することができない上、申立人も、申立期間における船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①について、船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和22年5月1日に、同資格の喪失日に係る記録を23年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年5月は600円、23年8月は2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から同年6月1日まで  
② 昭和23年8月1日から同年9月3日まで

私は、A社B工場に入社した後、C工場、D工場と異動はあったが、継続して勤務していた。しかし、B工場からC工場へ転勤した時期である昭和22年5月1日から同年6月1日までの期間と、C工場からD工場へ転勤した時期である23年8月1日から同年9月3日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が、退職していないのに欠落している。当該期間を調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場の工員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年5月1日に同社B工場から同社C工場に異動し、23年9月3日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の23年8月1日付けの改定の記録から、

2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年3月15日に、同資格の喪失日に係る記録を32年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月15日から32年8月21日まで  
私は、高校卒業後、昭和31年3月15日から32年8月20日までの期間、A社C本社及び同社B出張所に勤務していた。この期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職者原簿によると、申立人が昭和31年3月15日に同社C本社に入社、勤務地は同社B出張所、32年8月20日に退社した記録があり、申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、現在のA社の人事担当者は、「退職者原簿に記載する従業員は、通常正社員である。」と供述している。

さらに、申立人がA社B出張所に勤務していたとして名前を挙げた8名の同僚の氏名は、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している当時のA社B出張所の従業員数と当該事業所に係る上記被保険者名簿の被保険者数が一致することから、当時、当該事業所ではほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社B出張所における申立人と資格取得日の近い同僚の当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年3月から32年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた平成7年9月から9年12月までの期間のうち、8年4月から9年7月までの標準報酬月額が実際の給与と異なる16万円と記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年度分（平成8年收入）市民税・都民税納税通知書及び9年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、源泉徴収票及び市民税・都民税納税通知書から推認される申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月1日から同年9月1日まで  
② 昭和43年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月から44年10月までA社に勤務していた。業務の都合により、一時的に同社の子会社であるB社に転籍した時期があったが勤務は継続していた。厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社及びB社に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、当該期間において、B社からA社に異動したが勤務は継続していた。」、「A社及びB社において社会保険や給与計算を担当していたのは、A社の担当者だった。」と証言していることから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(B社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社に勤務していた同僚及び申立人は、「当該期間は在籍していたのはA社だった。」と述べていること、B社は昭和43年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の当該期間に

おける被保険者資格は、A社において有すべきものとするのが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社及びB社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間①について継続して勤務をしていたとの証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年9月1日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社の同僚が、「B社の従業員は、当初、3人から4人ぐらいだった。」と証言していることから、当該期間において、同社は、強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びB社に勤務していた同僚から、B社が適用事業所ではなかった期間において、A社及びB社の事業主から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる証言を得ることができない。

また、A社は、当該期間における保険料控除が確認できる資料等は無いとしており、B社の元事業主も当時のことは記憶していないと回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができないほか、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和32年6月4日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年9月5日に同資格を喪失した旨の届出を行ったこと、及びC社の事業主は、申立人が同年9月4日に船員保険被保険者の資格を取得し、34年4月21日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社及びC社における船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年6月から同年8月までは1万6,000円、同年9月から33年8月までは1万8,000円、同年9月から34年3月までは1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年6月4日から34年4月21日まで  
私は、申立期間において、A社所有のB船及びC社所有のD船に乗っていた。船員手帳は所持していないが、乗船していたことは間違いないので、調査の上、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年6月4日から33年9月5日までの期間について、申立人が乗船していたとするA社所有のB船の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であるが、生年月日が相違している基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（資格取得日は32年6月4日、資格喪失日は33年9月5日）が確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、上記被保険者名簿において、B船の被保険者であったことが確認できる上、そのうち1名は、「期間は不明であるが、申立人と一緒にB船に乗っていた。」と証言していることから、申立人は、同船に乗船していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者

記録であり、事業主は、申立人が昭和 32 年 6 月 4 日に船員保険被保険者資格を取得し、33 年 9 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 32 年 6 月から同年 8 月までは 1 万 6,000 円、同年 9 月から 33 年 8 月まで 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 33 年 9 月 4 日から 34 年 4 月 21 日までの期間に、申立人が乗船していたとする C 社所有の D 船の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であるが、生年月日が相違している基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（資格取得日は 33 年 9 月 4 日、資格喪失日は 34 年 4 月 21 日）が確認できる。

また、上記の被保険者名簿により、申立人が記憶する船長は当該期間において、D 船の被保険者であったことが確認できる上、同人は、「期間は不明であるが、私が D 船の船長であった時期に申立人は乗組員として乗船していた。」と証言していることから、申立人は当該期間に同船に乗船していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 33 年 9 月 4 日に船員保険被保険者資格を取得し、34 年 4 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年12月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年12月1日まで

私は、A社で正社員として勤務していた。手元にある厚生年金保険被保険者証には資格取得日が19年6月1日と記載されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録の資格取得日は20年12月1日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の勤務証明及び同社から提出された辞令により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ部署であった同僚は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行されたのは同年6月1日であるところ、同法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、同年10月1日以降とされていることから、当該期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の辞令に記載されている月俸から、60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月3日から57年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を56年2月3日、同資格の喪失日に係る記録を57年1月26日とし、当該期間の標準報酬月額については、56年2月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月6日から49年10月1日まで  
② 昭和55年11月頃から57年5月頃まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和48年10月6日から49年10月1日までの期間の被保険者記録が無い。同社の事業主は、私が以前に勤務した職場の上司だった。また、B社で勤務していた55年11月頃から57年5月頃までの期間の被保険者記録が無い。同社では同僚と二人で経理を担当した。調査をして申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和55年11月頃から57年5月頃までB社で勤務していたと述べているところ、同社が保管していた57年の賃金台帳において、申立人の同社の入社年月日は56年2月3日、退社年月日は57年1月25日と記載されていることが確認できる。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した13人に申立人の勤務実態について照会したところ、7人から回答があり、このうち2人は、在籍期間は不明であるとしながらも、

「申立人は、B社で勤務しており、正社員であった。」と回答している。

さらに、B社が保管していた昭和56年度年末調整一覧表及び57年度年末調整一覧表によると、申立人は、56年の社会保険料の額として、15万2,771円を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年2月3日から57年1月26日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、B社が保管していた昭和56年度年末調整一覧表及び57年度年末調整一覧表に記載されている社会保険料額及び当該期間当時の厚生年金保険料率及び健康保険料率から判断すると、56年2月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和55年11月頃から56年2月3日までの期間及び57年1月26日から同年5月頃までの期間について、B社が保管していた申立人に係る57年1月分の給与明細書（控）において、申立人の同年1月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できるほか、同年の賃金台帳、56年度年末調整一覧表及び57年度年末調整一覧表により、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年2月3日から57年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は昭和48年10月6日から49年10月1日までA社で勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①当時の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、

同社の元事業主の妻は、「申立人のことは知らない。A社は個人事務所で、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と回答しており、申立人の申立期間①当時、当該事業主は国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録において、申立人のA社に係る被保険者記録は確認できないものの、申立人は、申立期間内に当たる昭和49年7月22日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えておらず、同社の同僚に申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年1月1日から同年3月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の平成7年1月及び同年2月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年8月1日まで

私は、平成3年7月から15年2月までA社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、7年1月から9年7月までの標準報酬月額が26万円となっており、申立期間前後の標準報酬月額に比べ大幅に低く記録されている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成7年分給与所得の源泉徴収票及び同年12月の給与明細書から、申立人の当該年の報酬月額は50万円であったと推認できる。

また、上記の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、申立人のオンライン記録における当該年の標準報酬月額(26万円)に基づく社会保険料額を超えていることが確認できる一方で、上記の給与明細書に記載されている社会保険料控除額は、26万円に基づく社会保険料額と一致していることが確認できる。

一方、申立人の厚生年金保険の記録によると、申立人の平成6年12月の標準報酬月額は50万円であり、7年1月1日の随時改定によって、標準報酬月額が26万円と変更になっているところ、当該随時改定は、同年3月31日に処理されており、同年2月の厚生年金保険料の納期限と同日

であることが確認できる。

また、A社における厚生年金保険料の控除方式は、申立人から提出された平成6年分から8年分までの源泉徴収票を検証した結果、保険料率が変更された際の控除月を翌月控除で計算すると、源泉徴収票の社会保険料等の金額と一致することから、翌月控除方式であったと推認できる。

上記の事情を前提として、平成7年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額を検証したところ、当該社会保険料等の控除金額は、当該年の3か月は標準報酬月額を50万円、残り9か月を26万円として計算した場合の社会保険料額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月を50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成7年1月及び同年2月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主は資料を保管しておらず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が源泉徴収票の支払金額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年3月1日から9年1月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票の支払金額に見合う標準報酬月額（50万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）よりも高額であるものの、源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、社会保険庁（当時）に記録された標準報酬月額26万円として計算した場合の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料額の9か月分と一致しており、事業主による保険料控除額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（26万円）に基づく金額であると考えられることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成9年1月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持しておらず、事業主も賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から同年10月2日まで  
② 平成8年1月31日から同年2月1日まで

私は、ねんきん特別便を見て、A社の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録に誤りがあることに気が付いた。同社には、前職を退職後、翌日の平成7年10月1日に入社し、8年1月31日まで勤務していた。事務手続のミスだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は、平成8年1月31日であることが確認でき、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、雇用保険の加入記録により、A社における離職日が申立人と同日の平成8年1月31日となっている者3名の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年2月1日となっている。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が申立人と同日の平成8年1月31日となっている者2名の雇用保険における離職日は同年1月30日となっている。

加えて、当時の社会保険事務の担当者は、「社会保険料は、人事担当か

らの連絡票に基づいて経理が保険料控除をしていたので、月末の離職日であれば保険料控除をしていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、平成7年12月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成17年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社を承継した事業主も不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を8年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、前職を退職した日の翌日である平成7年10月1日にA社に入社したと主張しているところ、申立人が名前を挙げた上司及び同僚から、申立人の入社年月日について供述が得られない上、当時の社会保険事務担当者は、人事担当からの連絡票に基づいて届出の手続をしていたが、詳細については不明であると供述しており、当時の状況を確認することができない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人の被保険者資格の取得日は、平成7年10月2日であることが確認でき、これは厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年11月1日）及び資格取得日（昭和28年5月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年11月1日から28年5月1日まで

私は、昭和25年12月1日から30年5月1日までA社に勤務していたが、27年11月1日から28年5月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間は1日の欠勤も無く勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和25年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年11月1日に同資格を喪失後、28年5月1日に同社において再度同資格を取得しており、27年11月1日から28年5月1日までの被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の当時の上司は、「申立人は、昭和25年12月に臨時工としてA社に入社した。その際、申立人と一緒に臨時工として入社した者が1名いた。2名とも同じ扱いで仕事内容も同じであり、申立期間における業務内容等の変更は無かった。」と述べているところ、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、当該上司も申立期間において被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されているA社における申立期間前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年11月から28年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和37年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月15日から38年2月16日まで  
私は、昭和31年8月16日から61年7月まで継続して勤務していたにもかかわらず、37年12月15日から38年2月16日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚の供述から、昭和37年12月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年8月5日から38年1月1日までの期間について、事業主は、申立人が37年8月5日に船員保険被保険者の資格を取得し、38年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間について船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月16日から36年2月1日まで  
② 昭和37年7月21日から同年7月27日まで  
③ 昭和37年8月5日から38年1月1日まで  
④ 昭和39年7月29日から同年9月4日まで  
⑤ 昭和62年1月23日から同年2月2日まで

船員手帳の記載と船員保険の加入期間が異なっているため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と氏名の漢字表記が同姓同名で、生年月日の日が異なる者が、昭和37年8月5日に船員保険の被保険者資格を取得し、38年1月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記の被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日及び資格喪失日は、申立人の所持する船員手帳のA社に係る雇入日及び雇止日の翌日と一致する。

さらに、オンライン記録では、資格取得日、資格喪失日及び生年月日は上記被保険者名簿と同一で、氏名の振り仮名表記は申立人と異なる記録となっているものの、A社の総務担当者から、申立人と同姓同名の者が同社

においてほかに在籍したことがないこと、同社に船員保険被保険者資格取得届及び喪失届が全て保管され、同届出の申立人の氏名が漢字で記載されていること、及び資格の取得日と喪失日がオンライン記録と一致することから、氏名の読み間違いによる記録間違いではないかとの意見を得ている。

これらを総合的に判断すると、上記記録は申立人の記録と認められ、申立人が昭和 37 年 8 月 5 日に被保険者資格を取得し、38 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額を上記の被保険者名簿の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に、C 社所有の D 船に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、D 船で申立人と一緒に作業していた同僚は、所持する船員手帳の雇入日が申立人と同じ時期であるが、オンライン記録の資格取得日も申立人と一致していることから、事業主は申立人と同僚を同時に船員保険に加入させたものと考えられる。

また、申立人が所持する当該期間に係る船員手帳には航行区域として平水と記載されており、船舶安全法施行規則で定められた平水区域のみを航行する船舶は、船員法第 1 条に定める船員の対象から除く旨定められていることから判断すると、申立人は、当該期間においては船員保険法における強制被保険者ではなかったと考えられる。

さらに、当該事業所の担当者は「船員手帳と船員保険の記録は同時に行うものではないから、手続の関係上、両者の期間に少し差が生じることがある。」と述べている。

なお、上記同僚及び当該事業所の担当者は、当該期間の船員保険料の控除については、不明であると回答しており、船員保険料の控除については確認できない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間に C 社所有の D 船に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、当該事業所の担当者は「船員手帳と船員保険の記録は同時に行うものではないから、手続の関係上、両者の期間に少し差が生じることがある。」と述べている。

また、当該事業所の担当者は、当該期間の船員保険料の控除については、不明であると回答しており、当該期間の船員保険料の控除については確認できない。

さらに、申立人は当該期間と一緒に乗船していた同僚を覚えておらず、船員保険被保険者名簿に記録のある同僚も申立人を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除についての証言を

得ることができない。

申立期間④について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にE社所有のF船に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、同僚の一人が、F船と一緒に乗船していたとして名前を挙げた複数の同僚のうち、一人はE社に係る船員保険被保険者名簿に記載されていない上、「名簿に記載されていなかった同僚は、一回のみの乗船で期間も短かった。」と述べており、別の同僚は、「F船に何度も乗船するような人たちについては、船員保険に加入していたが、乗船回数の少ない者は、船員保険に加入させていなかったかもしれない。」と述べている。

また、E社の船員保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、申立人は当該期間と一緒に乗船していた同僚を覚えておらず、船員保険被保険者名簿に記録のある同僚も申立人を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除についての証言を得ることができない。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間にG社所有のH船に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、申立人と一緒に乗船していた同僚は、「船員手帳の雇入日と船員保険の資格取得日が同じとは言えず、多少の相違はあり得る。」と述べているところ、別の同僚は上記の証言に加え、「G社は小さな会社だったため、手続が遅れたのではないか。」と証言している。

また、別の同僚も、「船員手帳と船員保険の日付は、極力同じ日にするようにしているが、手続の関係上、両者の日が相違することはあり得る。」と証言している。

さらに、申立人が当該期間と一緒に乗船していた同僚を覚えておらず、船員保険被保険者名簿に記録のある同僚に照会しても、申立人についての記憶は氏名のみにとどまっており、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除についての証言を得ることができない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほかに申立期間①、②、④及び⑤に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月30日から5年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月30日から5年4月1日まで  
A社が倒産したため私が同社を退職したのは平成5年4月のはずであり、退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていた。  
厚生年金保険の被保険者記録では、資格喪失日が平成4年9月30日になっていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、A社において、平成5年3月31日まで厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人が「申立期間において業務内容及び勤務形態の変更は無かった。」と述べているところ、同僚は、「申立人は、在職中、一生懸命頑張っていた。」と供述している。

なお、A社は、平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月30日から5年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年3月31日から同年4月1日までの期間については、前述のように、同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことが認められるが、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月31日となっている上、同社は同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年8月16日から26年7月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が25年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出及び同年9月1日に同資格を取得し、26年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年8月及び同年9月は4,000円、同年10月から26年5月までは5,000円、同年6月は7,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年6月1日から31年2月2日までの期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年1月までは9,000円、同年2月から31年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月16日から26年7月1日まで  
② 昭和28年6月1日から31年2月2日まで

私は、D軍の通訳であった近所に住んでいた夫婦の紹介で、昭和25年8月からE市のA社でF職の仕事をしていた。その後、A社の移転に伴い、H施設内の従業員寮に住み込み、D軍トラックでG施設まで通い、同施設内のB社で、F職として継続して勤務し、31年頃、事業所の縮小等の理由で退職した。これらの事業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者としての記録が全て無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、生年は異なるものの、申立人と同姓同名の者の昭和25年8月16日から同年9月1日までの期間及び同年9月1日から26年7月1日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、同僚の一人は、申立人がA社に勤務していたことを記憶している上、申立人と同姓同名の者はほかにいなかったと供述していることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が、昭和25年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出及び同年9月1日に同資格を取得し、26年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、昭和25年8月及び同年9月は4,000円、同年10月から26年5月までは5,000円、同年6月は7,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、生年は異なるものの、申立人と同姓同名の者の、B社における昭和28年6月1日から29年8月13日までの期間及びC社における30年2月1日から31年2月2日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、複数の同僚が、B社及びC社には申立人と同姓同名の者はほかにいなかったと証言していることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

一方、上記の記録によると、前述のとおり、申立人は、B社において昭和29年8月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において30年2月1日に同資格を取得しており、29年8月13日から30年2月1日までの期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、B社は事業所の移転ではなく、社会保険事務所の引継ぎを事由とした管轄変更により、昭和30年3月1日から、C社と同一の適用事業所として管理されていたことが確認できるところ、複数の同僚は、申立人が申立期間②において、B社及びC社に継続して勤務していたと供述している。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人について、昭和29年10月1日の標準報酬月額変更の記載が確認できる。

さらに、管轄変更により、B社がC社と同一の適用事業所として管理されることとなった旨が記載されている資料には被保険者総数70名と記載されているところ、B社及びC社に被保険者記録が確認できる70名のみが記載されている被保険者名簿が確認でき、当該名簿は、B社からC社へ移管された者の被保険者名簿であると考えられるところ、当該被保険者名簿には、申立人の氏名が確認できる。

これらのことから、申立人が昭和29年8月13日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年1月までは9,000円、同年2月から31年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月23日から25年8月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を24年12月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年12月及び25年1月は3,500円、同年2月は3,000円、同年3月は2,500円、同年4月は2,000円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月10日から25年8月10日まで

私は、中学校を卒業後、設立されたばかりのA社に父と一緒に入社したが、厚生年金保険被保険者記録は資格取得日が昭和25年8月10日となっており、それより前の被保険者記録が無い。入社した時から厚生年金保険料は控除されていたはずである。同年1月分からの給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年12月23日から25年8月10日までの期間について、申立人は、所持する給与明細書により、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和25年1月分の給与明細書において、計算期間として、24年12月23日から25年1月22日と記載されていることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を24年12月23日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料

の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和24年12月及び25年1月は3,500円、同年2月は3,000円、同年3月は2,500円、同年4月は2,000円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが妥当である。

一方、当該期間当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人が申立期間において同社の従業員数が5人以上存在していたと述べていること、及び申立人が記憶する同僚5人が同日に被保険者資格を取得していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、昭和24年12月23日から25年8月10日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和24年8月10日から同年12月23日までの期間について、申立人は、中学校卒業後の同年8月10日からA社に勤務したと主張しているが、同社は既に解散しており、同僚も既に死亡又は所在不明のため、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は、22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで  
② 平成3年11月30日から4年6月16日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間①の標準報酬月額が10万4,000円とされているが、給与明細書に記載されている支給額よりも低くなっている。また、申立期間②について、平成3年11月30日に被保険者資格を喪失していることになっているが、当該期間も継続して同社に勤務しており、給与から保険料も控除されていたので、調査の上、申立期間①を標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年6月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でな

くなった4年1月16日（その後、同年6月1日に変更）より後の同年8月26日に、3年10月の算定基礎届の記録を取り消された上、遡及して10万4,000円に減額訂正されており、また、同日に同社において被保険者であった多数の者についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成4年6月8日に、申立人の同社における被保険者資格を3年11月30日に喪失する旨の処理が行われていることが確認できる上、同社の多数の同僚においても同様の処理が行われていることが確認できる上、申立人と同日に被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で同資格を喪失した旨の記録を、4年6月8日付けで、遡及訂正されているものが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の2回にわたる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①及び②のいずれにおいても、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円であると認められ、かつ、申立期間②に係る申立人の資格喪失日は、当該資格喪失に係る処理日と同月内にある申立人の雇用保険における離職日の翌日である4年6月16日であると認められる。

なお、平成3年11月から4年5月までの標準報酬月額は、申立人のA社における訂正前のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は6万4,000円、同年2月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から同年3月1日まで  
私がA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた期間のうち、58年1月1日から同年3月1日までの期間の被保険者記録が欠落しており、資格喪失日が同年1月1日となっているので、記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が提出した人事記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書及び事業主が保管しているの俸給支払調書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書又は事業主

から提出のあった俸給支払調書において確認できる報酬月額から、昭和58年1月は6万4,000円、同年2月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から40年1月1日まで  
私は、A社からB社に転籍して継続して勤務していた。しかし、オンライン記録では、昭和39年12月1日から40年1月1日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間になっていないが、私が所持している39年12月分給与支払明細書から厚生年金保険料を給与から差し引かれていることが分かるので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社の給与支払明細書から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（昭和40年1月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書における保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を137万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(137万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(37万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を74万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(74万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を46万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(46万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(11万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を61万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(61万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を27万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(27万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(21万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を27万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(27万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(26万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

平成 17 年 12 月 12 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(5万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を58万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(58万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(28万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(21万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和49年3月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月30日から同年8月30日まで  
私は、昭和46年4月1日にA社（現在は、C社）D事業所に入社し、49年3月30日に同社B工場に異動となったが、同年3月30日から同年8月30日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。給与明細書には厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社員台帳から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、昭和49年3月30日に同社D事業所から同社B工場に異動していたことが確認できる。

また、A社B工場に係る申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得日が昭和49年3月30日あるいは同年8月30日と判然としないゴム印が押印されているが、同原票には、同年10月1日付けの標準報酬月額の定時決定処理が行われており、定時決定処理の対象となる被保険者はその年の8月1日に被保険者であるものとされていることから、申立人の資格取得日は同年3月30日であるのが自然である上、58年に更新された同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日が49年3月30日と記載されていることが確認できる。

さらに、C社B工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得

確認および標準報酬決定通知書の控えから、事業主は、申立人が昭和 49 年 3 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を取得する届出を行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 49 年 3 月 30 日に A 社 B 工場において被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C 社 B 工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えから、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月15日から40年1月1日まで  
私は、昭和33年4月1日から44年5月21日までA社に勤務していた。同社B事業所へ異動となった39年12月15日から40年1月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社C事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する人事記録に、「昭和39年12月14日 A社B事業所」と記載されていることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年12月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、資格取得日が昭和40年1月1日となっていることから、事業主が資格取得

日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 39 年 12 月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成3年2月から同年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円、同年10月から5年8月までは36万円、同年9月から6年6月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで

私は、A社に平成元年12月1日から6年7月30日まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録によると、勤務期間中の標準報酬月額が、3年2月から5年8月までは9万8,000円、同年9月から6年6月までは8万円と記録されているが、当時の標準報酬月額は32万円から36万円であったと記憶している。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円、同年10月から5年8月までは36万円、同年9月から6年6月までは32万円と記録されていたが、5年4月7日付けで、3年2月から5年8月までを9万8,000円にし、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月30日）より後の6年8月8日付けで、5年9月から6年6月までを8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、厚生年金基金の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成3年2月から同年9月までは32万円、同年10月から4年8月までは34万円となっており、当該訂正処理前の厚生年金保険の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成6年7月30日付けで被保険者資格を喪失した従業員98名のうち78名の標準報酬月額についても、オンライン記録により、申立人と同様、同年8月8日付けで、遡って8万円に減額訂正処理していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が上記の二度にわたる標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までは32万円、同年10月から4年9月までは34万円、同年10月から5年8月までは36万円、同年9月から6年6月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を49万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(49万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を44万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(44万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を12万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所(当時)に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(12万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

平成 17 年 12 月 12 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和44年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月20日から同年10月2日まで

私は、昭和38年8月5日から46年6月9日に退職するまで、A社に継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、44年10月2日に同社B支店から同社D支店に転勤した際の1か月が空白期間となっている。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所名は不明であるものの、申立人が申立期間において継続して雇用保険に加入していた記録が確認できること、及び申立期間当時のA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年10月2日に、同社B支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所（当時）の昭和44年9月の随時改定の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年2月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月18日から同年2月18日まで  
私は、昭和48年4月2日から59年2月17日まで、A社において、B職として勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録によると、資格喪失日が昭和59年1月18日と記録されているが、同年2月18日が正しいはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書及び退職者ノート並びに雇用保険の記録から、申立人の離職日は昭和59年2月17日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の被保険者について、雇用保険の離職日を調査したところ、いずれも雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、22万円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは24万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年2月1日まで

私は、昭和62年12月1日にA社に入社し、平成5年1月31日に同社を退職した。同社在籍中は取引先の会社に常駐していたので、本社の状況はほとんど分からなかったが、同社は、私が退職した数箇月後に倒産したことを知った。

ねんきん定期便において、平成4年1月からの標準報酬月額が減額になっていることを知ったが、在籍当時の給与が減ったことは無く、厚生年金保険料の控除額も減ったことは無い。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月7日）より後の6年1月13日付けで、遡って9万8,000円に引き下げていることが確認できる。

また、申立人を除く316名についても、オンライン記録において、申立人と同様の標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬

酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは24万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が53年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月29日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月29日から同年7月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社B支店に入社し、53年7月1日付けで同社C支社に転勤となった。厚生年金保険の被保険者記録によると、同社B支店から同社C支社に転勤した同年6月の記録が欠落している。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が53年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月29日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した配属証明書及び事業主の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和53年7月1日に、同社B支店から同社Cに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主が昭和53年6月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成18年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月

私は、平成18年10月11日に、退職に伴い未納となっていた同年3月の国民年金保険料を、社会保険事務所（当時）に行き、あらかじめ送られてきた納付書によって納付したが、領収書はもらえなかったという記憶がある。申立期間の保険料については、銀行の預金を引き出して納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成18年10月11日に、社会保険事務所で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が同日に同事務所に来所し、国民年金第1号被保険者資格取得届が受理されたことは確認できるものの、当該期間の保険料については、同日以降も社会保険事務局（当時）の委託業者及び職員から申立人に対し、納付されていた場合実施されることのない納付督促が行われていることが確認できる上、同資格取得届の提出前に保険料の納付書が送付されることは無い。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことに加え、当該期間は、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化され、年金事務に係る事務処理の電算化が一層促進された後の期間でもある状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間後にも未納とされている期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 49 年 7 月まで

私は、昭和 48 年 6 月に会社を退職する際に、同社から、退職後には市役所で健康保険と国民年金の手続を行うように説明を受けた。また、母親からも必ず国民年金に加入するように促されたこともあり、退職して間もなく、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の途中の同年 10 月に結婚により改姓したが、旧姓が記載された年金手帳を所持していた記憶もあり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 6 月に会社を退職して間もなく、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が定かではなく、国民年金保険料の納付に関しても、集金人に納付していたと思うと述べているものの、納付金額など具体的な記憶が曖昧であるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は旧姓が記載された年金手帳を所持していた記憶があるとしている。しかし、申立人が会社を退職した時点で居住していたとする市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。申立人の手帳記号番号は、元夫と連番で払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、結婚後の昭和 49 年 11 月頃と推認できることから、申立人の元夫が同年 8 月に会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、夫婦

共に国民年金の加入義務が生じたため、夫婦同時に国民年金への加入手続を行い、同年同月の国民年金保険料から納付を始めたものと考えられる。仮に、申立人の主張のとおり、申立人が48年6月に会社退職後間もなく加入手続を行い、その際に払い出された手帳記号番号により同年10月の結婚後も継続して保険料を納付し続けていたとすれば、申立人に対して新たに別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、現在、申立人が所持している年金手帳においても、国民年金被保険者の資格取得日は「49年8月20日」と記載されていることから、申立人が会社を退職後間もなく国民年金に加入し、保険料の納付を開始したとは考えにくく、申立期間は、未加入期間で保険料を納付することはできなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から同年5月まで

私は、昭和61年1月に退職し、その翌日に実家のある町の役場で国民年金の加入手続を行ったことは、当時既に年金の重要性を認識していたこと、及び当日、寒い中をバイクで役場へ出向いたことを記憶していることから推定し、間違いのないところである。

申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付時期及び納付金額については憶<sup>おぼ</sup>えていないが、納付期限内に必ず納付しているはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月に退職し、その翌日に実家のある町の役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年10月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付期限内に必ず納付しているはずであると主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和63年10月であることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5239

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年6月まで

結婚した昭和51年8月頃、妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。私が学校を卒業した49年3月より後の期間の国民年金保険料が未納となっていたため、加入手続後すぐに、私の妻が申立期間の保険料として約6万円を区役所又は金融機関で遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後すぐに、その妻が申立期間の国民年金保険料として約6万円を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻は、当時の保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である上、納付金額についても、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離している。

また、申立人は、昭和51年8月頃に、その妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から53年7月と推認できることから、その時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月、同年5月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月及び同年5月  
② 平成15年9月

私は、昭和50年11月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたが、平成15年頃は保険料を納付していなかった期間があったため、17年頃、社会保険事務所（当時）に電話し、申立期間を含めて未納となっていた期間の保険料の納付書を送付してもらい、郵便局で申立期間①及び②の保険料を遡って納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成17年頃に社会保険事務所に電話し、未納となっていた期間の国民年金保険料の納付書を送付してもらい、郵便局で保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は、同年11月に申立期間②の保険料を納付した際の領収書を所持しており、上述の納付書は同年7月に発行されたことが確認できることから、その時点で、申立期間②と同じ年度である申立期間①は時効により保険料を納付することができなかつたものと推認できる上、申立人が申立期間①の保険料を納付したとする郵便局においても、当該期間の保険料を納付した形跡は確認できなかった。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を郵便局で平成17年11月17日に納付した領収書を所持しているが、その時点で、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であったため、同年同月24日付けで当該保険料が未納となっていた15年10月の保険料として充当されていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていたことに加え、14年4月に国に収納事務が一元化された後の期間であり、年金事務における事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生ずる可能性が低い期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 53 年 1 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に会社を退職したことにより、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、年金手帳を持参したか加入手続後に交付されたかの記憶は定かではない。国民年金保険料については、市役所窓口、金融機関又は郵便局で納付書により納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口等で納付していたと主張しているが、申立人は年金手帳の交付についての記憶が定かではないことから、加入状況が不明である上、納付金額等についての記憶も必ずしも定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録では、昭和 53 年 10 月 19 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点では、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から6年3月まで

私は、20歳の頃は学生だったので国民年金保険料を納付していなかったが、大学を卒業した平成6年頃に祖母に勧められ、国民年金の加入手続を行った。その後、祖母に20万円ぐらいを負担してもらい、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、8年11月頃と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、上記のとおり推認される申立人の国民年金の加入手続時期からみて、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、遡ってまとめて納付したのは1回のみであり、申立期間の国民年金保険料として、20万円ぐらいを納付したと述べているが、平成8年11月以降にまとめて納付することが可能であり、現に納付済みである、7年10月から9年3月までの保険料額と概ね一致していることから、まとめて納付したのは当該期間の保険料と考えられ、申立期間の保険料とは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私の国民年金の手続は、時期は定かではないが、平成11年4月から同年6月頃までに、父親が行ってくれたと思う。

国民年金保険料は、父親又は母親が、時期は定かではないが、郵便局で、納付書に現金を添えて、まとめて納付してくれた。

私は、父親が国民年金の手続を行ってくれて、父親又は母親が国民年金保険料を納付してくれたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金に関する手続を行い、国民年金保険料は、申立人の父親又は母親が郵便局で、納付書に現金を添えて、まとめて納付してくれたと述べているが、申立人の父親は、その手続についてはっきりと憶えておらず、その当時、申立人の住所地に、何らかの年金関係の書類が送付されてきたため、その父親自身の住所地のそばにある郵便局でその手続を行ったと思うと述べるにとどまっているなど、当時の状況が不明である。

また、申立人の平成12年度の国民年金保険料は、平成14年3月に、まとめて過年度納付されていることが確認できるが、申立人の父親が申立期間の保険料としてまとめて納付したとする金額は、現に納付済みとされている当該年度の保険料額と一致することから、その父親がまとめて納付したとする保険料は、当該年度の保険料であると考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、転職時に1か月の無職の期間が生じたので、父親が、当該期間における国民年金保険料の未納を心配して、父親の友人である市役所の職員に相談し、申立期間の保険料を納付してくれた。このことについて、父親及びその知人から聞いたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、その父親が知人である市役所の職員に相談した上で、国民年金保険料を納付したことがある旨を聞いたことがあり、申立人の父親の知人からも同様の話を聞いたと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする申立人の父親は、知人の市役所職員に相談したことまでは憶えているが、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をどのように行ったかについては分からないとしているなど、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が発行される必要があるが、申立人に、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、申立人は、年金手帳についての記憶は無いと述べていることから、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくい。

さらに、申立人又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 46 年 9 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 43 年\*月に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が家族の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年\*月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 48 年 9 月に行われていることが推認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料は、時効によりほとんど納付することができない上、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人の昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付されていることが確認できることから、申立人の父親は、同年 9 月に申立人の国民年金の加入手続を行った後、遡って保険料を納付したものと推認できる。

加えて、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟の国民年

金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間に係る弟の国民年金加入期間は、未納期間である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年10月まで

私は、平成6年4月に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、7年1月に行われたことが、申立人の被保険者名簿により推認できることから、切替手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間が散見される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5247

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から平成6年4月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から平成6年4月まで

私は、国民年金に任意加入した半年後の昭和42年3月頃に、国民年金保険料の集金人から付加年金の制度があることを聞き、付加年金にも加入し、集金人が来ていた頃は集金人に、その後は納付書により銀行で、定額保険料と併せて付加保険料を納付していた。

その後、年金受給手続前に社会保険事務所（当時）の職員から、「ちゃんと付加年金は付いている。」と言われて安心していただけにもかかわらず、申立期間は付加年金に未加入で付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入後、集金人から付加年金制度についての話を聞いた記憶があり、それに基づき付加年金にも加入したと述べているが、申立期間の始期を任意加入後の半年後としているものの、申立書に当初記載していた申立期間の始期とその後の聴取による申立期間の始期が異なることに加え、その時点を始期として設定した理由が曖昧であるなど、申立期間当時の付加年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、昭和41年9月に国民年金に任意加入しており、その半年後に付加年金の加入手続を行い、定額保険料と併せて付加保険料も納付していたと述べているが、付加年金制度が開始されたのは45年10月であり、申立内容と一致せず、申立人が付加年金の加入手続を行ったとする42年には同保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料の領収書を所持しているが、当該期間の保険料を納付すべきとして、同領収書

に記載された金額は定額保険料額のみであり、付加保険料が加算されたものではないことに加え、申立人の所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に記載が無いことも考え合わせると、申立人が当該期間の前後の期間を含めて、付加保険料まで納付していたと考えるのは困難である。

加えて、申立期間は 326 か月と長期間に及び、それだけの期間にわたる事務処理に行政側の誤りがあったとは、考えにくい。

その上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書など）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から同年 11 月まで

私は、申立人の夫として妻の申立期間の国民年金保険料の納付に関与しており、申立期間当時のことを承知しているので申立てを行ったものである。申立期間の保険料について、平成 2 年 12 月頃に失効した旨の通知があり、この通知に「10 万円から 20 万円ぐらいを納付すれば、回復する。」旨が記載されていたことから、同年同月又は 3 年 1 月に夫婦で一緒に区役所へ行き、窓口で当該金額を一括で現金により納付した。失効するのを待ちかねたように通知がきたので、失効する前になぜ通知をしないのか、とその対応に夫婦で憤慨して話し合った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成 2 年 12 月頃に「失効した」旨及び 10 万円から 20 万円を支払えば、「失効した」記録を回復できる旨の通知を受け、同年同月又は 3 年 1 月に現金により区役所で納付したと主張し、申立人に同行し区役所に行ったとする申立人の夫の証言があるとしている。しかし、申立期間について、オンライン記録では、申立人は、当初、厚生年金保険被保険者であった夫の妻として第 3 号被保険者とされていたものが、同年 3 月になって昭和 63 年 5 月に遡って第 1 号被保険者に種別変更されていることが確認でき、申立人が、「失効した」旨の通知があったと主張する平成 2 年 12 月頃の時点では、保険料の納付を要しない第 3 号被保険者とされていたことから、保険料の納付を求める通知があったとは考えにくい上、保険料を納付したとする同年同月の時点においては、既に時効により申立期間の過半の保険料は納付することができない。

また、申立期間について、申立人の国民年金被保険者資格が第3号被保険者から第1号被保険者に変更された時期が平成3年3月となった理由は、申立人の夫が昭和63年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人は、その時点で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行う必要があったが、当該変更手続が遅れたことによる可能性が高いものと考えられ、その間、行政側は国民年金保険料の納付を求めるところもできなかったものと考えられる。

さらに、区役所の窓口で納付することができる国民年金保険料は、申立人が区役所で納付したとする平成2年12月又は3年1月の時点では、2年4月から3年3月までの現年度保険料に限られ、2年3月以前の保険料については、過年度保険料として国庫金となるため区役所で取り扱うことができず、国庫金は、社会保険事務所（当時）又は郵便局、銀行等の金融機関でしか納付することができなかったことに加え、申立期間の保険料として申立人が納付したとする10万円から20万円までの額については、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額である5万3,900円と大きく隔たりがあるなど、不自然である。

加えて、前述のとおり制度上納付が困難な状況の下で、申立人が主張するように申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 3 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 6 月まで  
② 昭和 47 年 3 月から同年 5 月まで

私は、昭和 43 年 5 月に会社を退職した後の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は無いが、納めるべきものは全てきちんと納めていたので、申立期間①の保険料も納付していたと思う。

その後、昭和 45 年 4 月に、再び国民年金に加入してからの国民年金保険料の納付についての記憶は無いが、この期間についても、納めるべきものは全てきちんと納めていたので、申立期間②の保険料も納付していたと思う。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納めるべきものは全てきちんと納めていたので、申立期間①及び②の国民年金保険料も納付していたと思うと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が無いことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 6 月から 46 年 1 月までの間に払い出されており、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、45 年 4 月であることが、オンライン記録により確認でき、申立期間①当時申立人が国民年金に加入していた形跡も見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付すること

ができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 45 年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得した後、47 年 3 月に被保険者資格を喪失していることが、オンライン記録により確認できる上、申立期間②当時申立人が国民年金に加入していた形跡も見当たらないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年2月までの期間、同年4月から16年8月までの期間及び17年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から同年2月まで  
② 平成14年4月から16年8月まで  
③ 平成17年1月

私は、平成14年1月に勤務先が厚生年金保険の未適用事業所となったことを契機に、前妻が私の国民年金の加入手続を市役所の出張所で行ったと前妻から聞いていた。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、前妻が納付書により、コンビニエンスストア又は金融機関で数回に分けて遡って納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、その前妻が夫婦二人分を数回に分けて遡って納付していたと主張しているが、申立期間②及び③の直後の期間の保険料は過年度納付により、それぞれ納付しているものの、申立期間①、②及び③の保険料を納付した形跡は無く、その前妻についても、申立期間①、②及び③と同期間の保険料が未納となっている。

また、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、同番号に基づき、保険料収納事務が行われるようになったことに加え、14年4月に国に収納事務が一元化された後の時期であり、年金事務における事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生ずる可能性が低い時期である。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年9月までの期間及び50年12月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年9月まで  
② 昭和50年12月から51年12月まで

私は、会社を退職した昭和47年頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、区役所で付加保険料を含めて納付していた。申立期間②の保険料については、私の第4種被保険者の資格期間が終了したため、50年12月頃、私の夫が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれた後、口座振替により付加保険料を含めて納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和47年10月に国民年金への加入手続及び50年12月の第4種被保険者の資格喪失後である52年1月の国民年金への任意加入手続をそれぞれ行っていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間を通じて、申立人は同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、前述の手続をそれぞれ行った後、納付していたと主張しているが、その主張は、申立期間直後の昭和47年10月及び52年1月に加入手続及び切替手続をそれぞれ行い、その後の国民年金加入期間の保険料が納付済みとなっていることから、当該加入期間の保険料の納付について記憶していることによるものと推

認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月頃から 45 年 9 月頃まで

私は、昭和 44 年 2 月に前の会社を退職後、C 地区に転居し、A 社に入社した。同年 3 月頃から 45 年 9 月頃まで、主に B 社の D 業務担当として勤務しており徹夜になることもあったが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時の書類等は所持していないが、調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社での勤務期間を明確に記憶していないところ、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと述べている同僚 3 名のうち 2 名は、申立期間のうち昭和 44 年 3 月から同年 12 月までの期間は別事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、そのうち 1 名は 45 年 5 月に A 社の被保険者では無くなっていることが確認できる。

また、同僚の 1 名は、申立人が入社して間もなく、申立人が妻と別居したことを聞いたと供述しているところ、申立人は、昭和 45 年 3 月に別居したと述べていることから、申立人の入社時期は同年 3 月頃と考えられる。

さらに、申立期間当時の取締役 1 名は、「申立期間当時、D 業務担当の従業員については 3 か月から 1 年の試用期間を設けており、当該期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、そのほかの複数の同僚も試用期間があったと供述していることから、申立人の在職期間は、試用期間であったと推察される。

加えて、A 社は、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかについては書類が保存されていないため不明であると回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間における整理番号に欠番も無い上、記載内容に不自然な点も認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月11日から23年4月1日まで

私は、昭和22年6月11日から24年7月20日までの期間、船員として、A氏が所有する船舶Bに乗っていた。同船舶は、11人から12人乗りの木造船で、C地区からD地区まで、及びE地区からF地区までは貨物を運搬していた。

しかし、船員保険の被保険者記録では、昭和23年4月1日に資格を取得したこととなっており、それ以前の記録が無い。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳によると、A氏が所有する船舶Bにおいて昭和22年6月11日に雇入れ、24年7月20日に雇止めと記載されていることが確認できる。

しかしながら、船主A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和21年10月1日に9名、23年4月1日に13名が資格を取得していることから、当時、事業主は、一定期間に採用した者をまとめて船員保険に加入させていたことがうかがわれる上、申立期間において資格を取得している者はいない。

また、申立人は、船員手帳の雇入年月日を船員保険の被保険者資格取得日の根拠としているが、船員手帳に記載する雇入年月日は、労働者保護の実効性を期すため、船員法に基づき、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

さらに、船主A氏の連絡先は不明であり、申立人に係る船員保険料の控

除を確認することはできない上、申立人も、申立期間における船員保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5226 (事案 114 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで  
私が A 社に勤務していた昭和 22 年 6 月 3 日から 41 年 2 月 28 日までの標準報酬月額は、全ての期間において上限であったはずである。  
再申立てに当たり、新たな資料等はないが、再度、調査の上、申立期間における標準報酬月額を上限額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録について、申立人は、A 社での被保険者期間は全期間が上限であったはずと主張しているものの、健康保険の標準報酬月額が上限であったとしても、厚生年金保険の標準報酬月額が必ずしも上限になるとは限らないこと、社会保険庁（当時）の記録では、昭和 35 年 8 月 1 日及び 40 年 3 月 1 日における月額変更により標準報酬月額が改定されていることから、申立期間当時の報酬月額に合わせて標準報酬月額の変更処理が行われていること、申立人の同僚も、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が全て上限とはなっていないこと、A 社は 46 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料が無い上、前回同様、A 社での厚生年金保険の標準報酬月額は全て最高の月額であり、申立期間①及び②における標準報酬月額を上限の月額に訂正してほしいと主張しているが、これは、当

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 7 月 12 日まで  
私は、家業であるA社に昭和 46 年 3 月 1 日に入社し、平成 13 年に閉鎖するまで、継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者記録では、昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 7 月 12 日までの記録が欠落している。当時、同姓同名の従業員が勤務しており、先に店を退職したが、何らかの手違いにより私の記録が欠落したものと思われる。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA社の会計処理を行っていたB会計事務所の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 49 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失し、51 年 7 月 12 日に、新たに別の整理番号及び厚生年金保険被保険者記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の資格喪失日及び資格取得日が記載されている被保険者原票には、申立期間に係る昭和 50 年の定時決定の記録は無く、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立人は、申立人と同姓同名の従業員と間違われたのではないかと申し立てしているところ、申立人と同姓同名である従業員は、オンライン記録によると昭和 48 年 11 月に資格を喪失しており、当該従業員は、

「私の A 社における被保険者記録は間違っていない。」と証言している上、上記の被保険者原票及び当該従業員の被保険者原票には、申立人の被保険者記録と混同した形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 24 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 1 月 5 日まで  
③ 昭和 43 年 5 月 25 日から 44 年 4 月まで

私は、A社に昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 25 日まで継続して勤務していたが、一度退職した後、再度、同社に同年 10 月から 44 年 4 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が抜けていることから、年金記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張しているが、同僚の名前の記憶が無く、当該期間に同社での被保険者記録がある同僚 2 名からも申立人の当該期間における勤務についての証言が得られないほか、同社は既に解散している上、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人は同僚 1 名を記憶しているが、連絡先が不明のため証言を得ることができず、当該期間にA社での被保険者記録のある同僚はほかに 3 名確認できたものの、2 名は所在不明、1 名は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間③について、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該期間にA社での被保険者記録があり連絡の取れた同僚 1 名からは、申立人の当該期間における勤務についての証言が得られなかった。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月にA社退職後にB社を創業したと述べ

ているが、申立人から提出のあったC社発行の季刊誌には、申立人が代表取締役社長としてB社創業時のインタビューが掲載され、「B社は、昭和43年6月に事業をスタートした。」と記されている。

しかしながら、申立人は、「そのインタビュー記事は、昭和44年の誤りである。」と主張しているものの、その主張を確認できる資料等はない。

さらに、申立人は、申立期間①から③までについて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5229

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 9 日  
② 平成 19 年 8 月 3 日  
③ 平成 19 年 12 月 5 日

私がA社に勤務していた平成14年10月から20年7月までの期間のうち18年12月、19年8月及び同年12月に支給された賞与計3回が厚生年金保険の記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までにおいて、A社が提出した賞与支払明細書の控え及び年金事務所が保管している同社に係る賞与支払届から、申立人に賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記の賞与明細書の控えにより、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。このことについて、A社は、「申立人の賞与から保険料控除はしていない。」と回答している。

また、A社の顧問税理士は、保管している申立人に係る税務関係資料から、「申立人の賞与から厚生年金保険料は控除されていない。」と回答している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 4 月 6 日から同年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで A 市立 B 学校に、同年 4 月 6 日から 49 年 10 月 16 日まで同市立 C 学校に勤務していた。

また、勤務していた期間のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までは A 市の F 職として、また同年 5 月 1 日から同年 11 月 24 日まで、D 県教育委員会に採用された記録があるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年 9 月 2 日から同年 10 月 1 日までの 1 か月だけなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A 市教育委員会から提出された A 市教育関係職員録等から、申立人が申立期間①及び②において申立てに係る学校に F 職として勤務していたことは認められる。

しかし、F 職を採用する A 市教育委員会は、平成 5 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 市教育関係職員録の B 学校（昭和 47 年）の欄に申立人と同じ F 職と記載されている同僚も厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、同僚の一人は、「市費から厚生年金保険料の支出は無いことから給与から保険料の控除は無かったと思う。」と証言している上、この同僚も A 市の教育委員会に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保

険者記録は無い。

申立期間③について、D県教育委員会から提出された申立人に係る人事関係の書類から、申立人は、申立期間③において申立てに係る学校にF職として勤務していたことは確認できる。

しかし、D県教育委員会から、申立期間③当時の厚生年金保険の取扱いについて、採用予定期間が2か月と1日以上のを加入させていたとの回答を得たが、申立人に係る2通の辞令書の採用期間は、昭和48年5月1日から同年6月30日までの期間及び同年7月1日から同年8月31日までの期間と2つに分かれており、それぞれ2か月の採用期間となっている。

また、D県教育委員会事務局E教育事務所の担当者は、「同じ学校に継続して2か月を超えて勤務していたとしても、採用期間が2か月以内として採用された者については、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていたと考えられる。」としている。

さらに、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 26 日から 60 年 6 月 1 日まで  
私は、A社にB職として採用され、申立期間に正社員として勤務していた。店をオープンする前のE所への開業許可申請時から勤務しており、申請・許可の書類があるはずなのでE所等で確認すれば分かると思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた上司でA社の元取締役の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、同社が会社として厚生年金保険に加入したのは平成6年になってからであるとしている上、同社の元事業主及び複数の元役員は、申立期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所では無く、給与から厚生年金保険料を控除していないと回答しているところ、前述の元上司はオンライン記録により申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人の夫が勤務していたC社（現在は、D社）保管の健康保険被扶養者届によると、申立人は、昭和59年4月14日から60年4月19日まで夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をう

かがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月頃から 35 年 8 月頃まで  
② 昭和 36 年 12 月頃から 37 年 8 月頃まで  
③ 昭和 42 年 10 月頃から 44 年 9 月 10 日まで  
④ 昭和 45 年 9 月頃から 46 年 2 月頃まで  
⑤ 昭和 47 年 4 月頃から同年 8 月頃まで

私は、集団就職により、申立期間①は、G職としてA社に勤務していた。また、申立期間②は、B区にあったC社でH職、申立期間③は、D社でI職、申立期間④は、E社でJ職、申立期間⑤は、F社でK職として勤務していた。

しかしながら、これら申立期間①から⑤までが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 36 年 6 月 1 日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の当時の経理及び総務担当者は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給料から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、

申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B区にあったC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、B区を管轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は当時の事業主の名前を挙げているものの、連絡先が不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間③について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「申立人は見習だったと記憶している。見習は、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と供述している。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間④について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、E社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時は、希望する者だけが厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、E社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤のうち、昭和47年6月28日から同年8月25日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がF社に勤務していたことは認められるが、同年4月頃から同年6月28日までについては、複数の同僚に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「当時、入社後、3か月から5か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、F社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月30日から26年7月31日まで  
② 昭和26年10月15日から28年2月13日まで

私は、昭和23年11月30日から26年7月31日までは、A氏所有の船舶Bに乗っていた。また、同年10月15日から28年2月13日までは、C氏所有の船舶Dに乗っていた。しかし、申立期間①及び②が船員保険の被保険者期間となっていない。船員手帳を提出するので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳において、昭和23年11月30日雇入、26年7月31日雇止と記載されており、当該期間当時、申立人は、A氏所有の船舶Bに船員として乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A氏が船員保険の適用船舶所有者になったのは昭和28年12月19日であり、当該期間当時は適用事業主ではなかったことが確認できる。

また、A氏は連絡先不明であり、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳において、昭和26年10月15日雇入、28年8月24日雇止と記載されており、当該期間当時、申立人は、C氏所有の船舶Dに船員として乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、C氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは昭和27

年4月1日であり、申立期間のうち26年10月15日から27年4月1日までの期間は、適用事業主ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、C氏所有の船舶Dに係る船員保険被保険者名簿によると、C氏が適用事業主となった日（昭和27年4月1日）より後の28年1月5日に船員保険の被保険者資格を取得し、船長は、申立人と同日である同年2月13日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当該期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、上記の被保険者名簿に記載されている被保険者は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月2日から51年4月1日まで  
私は、昭和48年9月17日から56年4月30日まで、A社（現在は、C社）B工場において、パートとして、1日8時間、週5日又は6日の勤務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。被保険者記録では、48年9月17日に被保険者資格を取得後、同年10月1日に同資格を喪失及び再取得し、翌日の同年10月2日に同資格を喪失しているのは不自然であり、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことは、雇用保険の記録及び申立人から名前の挙がった同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録では、A社において、昭和48年9月17日に被保険者資格を取得後、同年10月1日に同資格を喪失し、同日に同社B工場において同資格を取得しているが、同年10月2日に同資格を喪失後、51年4月1日に同社B工場において再度資格を取得しており、これらの記録は、申立人のD厚生年金基金の加入員期間と一致している。

また、申立人から同様の雇用形態として名前の挙がった同僚は、A社B工場において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、このことについて、当該同僚は、厚生年金保険には加入していなかった旨を供述している。

さらに、A社B工場において、申立人と同日に被保険者資格を取得及び喪失した6名の同僚のうち、連絡の取れた1名は、自身は、当時、社会保

険に加入するつもりはなかったが、給与から社会保険料が控除されていたため、事業所に対して、社会保険の加入を希望しない旨を伝えたと供述しているほか、申立人が被保険者資格を再取得した 51 年 4 月 1 日に同資格を取得している同僚は、当時は、厚生年金保険の加入を希望しない者がいた旨の供述をしている。

加えて、申立人の A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が、昭和 48 年 10 月 2 日に、申立人が被保険者資格を喪失する届出及び 51 年 4 月 1 日に同資格を再取得する届出について、記載内容及び手続に不自然な点は見当たらない。

また、C 社 B 工場は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は無く、申立人の在籍期間及び申立期間の厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から 7 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 48 年 11 月 10 日から平成 7 年 1 月 31 日まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、この期間は給料から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の記録については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 12 月 24 日）と同日において、平成 5 年 10 月 1 日の標準報酬月額の時決定に係る記録が取り消されたほか、同年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本から、同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、複数の従業員は、「申立人は、A社の代表取締役で平成 4 年から 5 年当時、社会保険事務を担当していた。」と証言していることから、申立人が自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失処理に同意したものと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間のうち、平成 5 年 3 月から 6 年 11 月までの国民年金保険料を全て申立期間中に納付していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの資格喪失処理に同意しながら、当該訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日まで  
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和 51 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、給与明細書では、同年 9 月の給与から厚生年金保険料が控除されているため、当該月の保険料は納付されているはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の昭和 51 年 9 月分給与明細書により、申立人は、同年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 51 年 9 月 26 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立人のA社に係る厚生年金基金の加入員記録では、申立人の当該加入員資格の喪失日は昭和 51 年 9 月 27 日と記録されており、これは、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

さらに、申立人から提出されたA社の昭和 51 年 10 月分給与明細書からは、申立人の同年 9 月 30 日までの勤務実態について確認できない。

加えて、A社は当時の関係資料を保存期間の経過により処分したと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその

資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5237 (事案 2471 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 8 月まで

前回の申立てでは、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に私の氏名が無く、記憶していた同僚の氏名も無く、当該事業所が昭和 34 年 7 月 27 日付けで厚生年金保険制度から脱退していること、及び給与から厚生年金保険料の控除がされていた事実を確認できないことから、記録の訂正が認められなかったが、私は中学校の先生の紹介で同社に入社した経緯から、学校が社会保険制度に加入させないような会社を紹介するとは思えないので、再度、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が同時期に入社したとする同僚及び当時の上司の氏名も無いこと、同名簿には、昭和 32 年 7 月以降の新規資格取得者の記載は無く、34 年 7 月 27 日全喪と記載されていること、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 20 日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「B市立C中学校の先生の紹介でA社に入社した経緯から、学校が社会保険制度に加入させないような会社

を紹介するとは思えない。」と述べていることから、同中学校へ確認したところ、「申立人は当校の卒業生であることは確認できるが、進路先については記録が残っていない。また、仕事を紹介したとされる先生についても連絡先が分からず、詳細は不明である。」と回答している。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、C事務所内で、D社のF業務を行っていた。雇用形態は、それぞれのスポンサー企業が私の給与を支払い、その都度雇用契約を行っていた。しかしながら、A社以外の厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、同社が請け負っていた期間の記録が欠落している。

また、昭和 59 年 4 月からB社に入社し、E店内のテナントで勤務した4か月の記録が欠落している。常に社会保険完備の会社に勤務していたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社の一般社員ではなく、C事務所内でD社のF業務を行っていたと主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚は、「正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった記憶があり、厚生年金保険に加入できる人とできない人がいた。」と述べている上、申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、A社は平成 13 年 12 月 8 日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの証言が得られないため、保険料控除について確認できない。

申立期間②について、申立人はB社には4か月程度勤務したと主張する

ところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間とほぼ同時期にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「申立人のことは記憶に無いが、私が入社した当時は3か月程度の見習期間があり、その後厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しており、同社は入社から一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

また、申立人はB社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、B社の事業主は、申立人の申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出及び保険料控除を行ったか否かについては、当時の資料を保管していないので確認することができず不明と回答しており、申立期間における保険料控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月9日から同年4月11日まで  
② 昭和46年3月1日から47年3月27日まで  
③ 昭和49年3月頃から同年6月4日まで

私は、昭和37年12月にA社に入社し、38年4月に次の事業所へ転職するまで、B職として継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格は同年3月9日に喪失している。また、46年3月に、前職を退職後、期間を空けずにC社にB職として入社し、47年3月にD社に異動するまで勤務していたが、申立期間②の被保険者記録が無い。さらに、E社における被保険者資格取得日は、49年6月4日となっているが、D社を退職後、しばらくして、E社にB職として入社し、約5か月間勤務していたので、申立期間③の被保険者記録が無いのはおかしい。調査の上、申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと述べている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和38年3月9日と記載されており、オンライン記録と一致しているほか、記載内容に不自然な点は認められない。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会を行ったが、申立人が当該期間に、同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、A社の当時の事業主は、当時の資料は無いと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確

認することができない。

申立期間②について、当該期間にC社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の証言から、期間の特定及び雇用形態の確認はできないが、申立人が同社にB職として勤務していたことは推認できる。

しかし、当時のC社及びD社の業務等を引き継ぐF社は、保管している申立人の人事記録は、D社において、短時間制特別社員として在籍した期間のみであり、当該期間の在籍について確認できないと回答しているところ、申立人は、同社において、前述の人事記録とほぼ一致する厚生年金保険の被保険者期間が確認できる。

また、前述の同僚は、自身は、昭和46年4月に、C社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、アルバイトとして勤務していた最初の約1年間は厚生年金保険に加入していない旨を供述しているほか、当該期間後の47年4月1日に、同資格を取得している同僚は、パート勤務をしていた最初の1年間は厚生年金保険に加入していないが、短時間制特別社員に採用された時から加入している旨を供述していることから、当時、同社では、厚生年金保険に加入させない雇用形態の従業員がいたことがうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いほか、記載内容に不自然な点は認められない。

申立期間③について、申立人は、E社に約5か月間勤務していたと述べている。

しかし、E社に係る雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、昭和49年6月4日であり、オンライン記録と一致しているところ、当該期間前後に同社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚についても、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

また、当該期間当時の複数の同僚に照会を行ったが、申立人の在籍について証言を得ることができない上、E社の後継会社のG社は、E社に係る当該期間当時の資料は無いと回答しているほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言等を得ることができない。

申立期間①から③までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月1日から40年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成2年8月1日から4年5月30日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から40年10月1日まで  
② 平成2年8月1日から4年5月30日まで

ねんきん定期便において、私の標準報酬月額の月別状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和38年10月から40年9月までの標準報酬月額が入社時より低い標準報酬月額になっている。また、B社に勤務していた期間のうち、平成2年8月から4年4月までの標準報酬月額は53万円のはずであるが8万円になっており、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際と相違している。調査の上、標準報酬月額を記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和38年3月1日）が1万2,000円であるにもかかわらず、同年10月の定時決定時には1万円に減額されており、給与明細書等はないが、当時給料が下がることはなかったと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の取消、訂正等が行われた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録及び上記の被保険者名簿により、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 38 年 3 月 1 日）と同日に被保険者資格を取得した 2 名のうち 1 名も、申立人と同様、被保険者資格を取得した年の定時決定時（38 年 10 月 1 日）において、標準報酬月額が減額されていることが確認できる。定時決定は、通常、5 月から 7 月までの 3 か月間において実際に支払われた給与の総額を 3 で除した額を標準報酬月額等級表に基づいて決定している一方で、厚生年金保険被保険者資格の取得時に係る標準報酬月額は、見込額で届出を行う。したがって、資格取得時の標準報酬月額が、その後の定時決定における標準報酬月額を上回っていたとしても不自然であるとは言えない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録により、当該期間の標準報酬月額については、当初、平成 2 年 8 月から 4 年 4 月までは 53 万円と記録されていたところ、B 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 5 月 30 日）より後の同年 8 月 4 日付けで、遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、B 社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、複数の元従業員が、「申立人は B 社の社長であり、社会保険関係の事務及び経理に携わっていた。また、代表者印は申立人が保管、管理していた。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に同意したものであることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は B 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5241

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 20 日まで A 社に勤務していたが、33 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 8 名に対し、申立人の申立期間当時の勤務実態について照会したところ、回答のあった 4 名は、申立人は同年 5 月 1 日より前から同社に勤務していたと回答していることから、申立人が、同日より前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、回答のあった 4 名のうち 3 名は、厚生年金保険の記録と勤務期間は異なり、被保険者資格を取得する以前から A 社に勤務していたと回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5242

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 6 月 1 日に入社し、次の会社に入るまで住み込みで勤務していたが、32 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は「A社で一緒に住み込みをしていた同僚が退職した2、3か月後に私も同社を退職した。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 32 年 6 月 1 日の4か月前に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した8名に文書照会したところ、7名から回答があり、いずれも、申立人のことを記憶していないと回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から58年9月1日まで  
私は、昭和54年3月1日から58年8月31日までの期間、A社のB駅ビル地下店舗に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の複数の元取締役の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社のB駅ビル地下店舗に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社C工場で事務員として勤務していたが、同社C工場が閉鎖されたので、B駅ビル地下店舗に移り、販売員として勤務した。」と述べているところ、前述の複数の元取締役は、「パートタイムで勤務している販売員が多数おり、申立人は、パートタイムで勤務していたことも考えられる。」と供述している。

また、A社で経理と総務を担当していた同僚は、「販売員は人の出入りが激しかったので、パートタイムで勤務する人が多かった。社会保険の手続きは本社で行っていたが、当時は、パートタイム勤務者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。正社員以外は社会保険や雇用保険にも加入させていなかったかもしれない。」と供述しているところ、申立人の雇用保険については、同社C工場における加入記録は確認できるが、申立期間における加入記録は無い。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の氏名が記載されており、「扶養開始年月日」の記載は無いものの、昭和57年に健康保険被保険者証の検認が行われたことを示す

「57 確」のスタンプが押印されていることが確認できる。

加えて、申立人は、当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間当時の事業主及びA社B駅ビル地下店舗の営業担当であったとする同僚はいずれも既に死亡しており、申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、中学を卒業してすぐにA社に就職し、夜学に通いながら勤務していた。同じ敷地内にあったB社を手伝いながら、その後同じ敷地内に新しくできたC社の所属となったが、自分のねんきん特別便をみると、同社の記録しか無い。給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がA社から一緒にC社に異動したと記憶している同僚のうち証言が得られた複数の同僚は、「私も、申立期間当時、A社に勤務しており、その後C社に異動となったが、A社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と述べている。

また、申立人がA社から一緒にC社に異動したと記憶する同僚のうち、前記の同僚以外の者についてもA社での厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社は、当時の賃金台帳等は保管していないとしており、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 21 日から 57 年 4 月 1 日まで  
私は、A 社の下請会社である B 社に勤務していたところ、昭和 54 年 1 月 12 日に労災事故に遭い、入院することになった。その時、親会社である A 社の担当者が見舞いに訪れ、同社の健康保険を使う旨を言われ、当初、健康保険を使ったが、病院から労災保険扱いに該当すると言われ、労災保険に切り替えた経緯があることから、申立期間は A 社で厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社の下請会社である B 社に勤務して A 社の担当者から同社の健康保険を使用する旨を言われた覚えがあることから、同社で厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかし、A 社は、「資料が無いため、申立期間当時、下請会社の社員を当社の厚生年金保険に加入させていたかは不明。」と回答している上、申立期間において同社で厚生年金保険に加入している者に照会したが、同社が下請会社の従業員を同社の厚生年金保険に加入させていたという証言を得られず、商業登記簿謄本において、B 社は既に解散しているため事業主の連絡先も不明であることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い状況について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立人は、「私は B 社の社員であり、給与も同社から支給され

ていた。」と述べていることから、同社について調査したが、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日頃から 28 年 1 月頃まで  
私は、昭和 27 年 7 月 1 日頃から 6 か月間ぐらい、A社でB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた退職者名簿の記録から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記の退職者名簿において退職日が確認できない上、A社の事業主は、「退職者名簿を除き、当時の文書を保存していないため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社は「入社後、1年間は試用期間のため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、複数の元社員が「試用期間があった。」と供述しており、そのうち事務を担当していた元社員は、「1年から3年程度の試用期間があり、この期間の厚生年金保険は未加入であった。」と供述しているところ、上記の退職者名簿に記載されている13名のうち、9名は同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、A社は、「当時のことを知っている者によると、厚生年金保険に加入することを希望しない従業員もいたようだ。」と回答しており、これらのことから、同社では厚生年金保険について従業員ごとに取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認でき

る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年6月まで

私は、申立期間において、A社で正社員としてB職に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私の紹介によりA社に入社し、同じ仕事をしていた実弟には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には無いのは納得がいかないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務し、B職に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人と同様の業務を行っていた同僚9名が挙げられたものの、そのうち3名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号は連番で欠番が無いところ、申立人と同様、名前が見当たらない。

また、A社の複数の厚生年金保険被保険者について雇用保険の記録を調査したところ、いずれも厚生年金保険の被保険者期間と一致する雇用保険の被保険者記録が確認できたことから、同社では、厚生年金保険と雇用保険は一体的に加入していたことがうかがわれるが、申立人は、申立期間における雇用保険の記録が無い。

さらに、A社は、既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 11 日から同年 11 月 1 日まで  
オンライン記録によると、昭和 58 年 5 月 11 日から同年 10 月 31 日まで A 省（現在は、B 省）で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当該期間は、同省 C 局の D 職員として勤務していた。同省 C 局には、前職の E 庁からの紹介により勤務したが、E 庁では厚生年金保険の被保険者となっていた。調査の上、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 省が提出した申立期間当時の D 職員採用に係る決裁文書の写しから、申立人が申立期間において、A 省 C 局 F 課の G 職員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 省 C 局はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 省は、上記決裁文書のほかに申立人に係る当時の資料を保管していないと回答していることから、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B 省が提出した資料、「D 職員の勤務条件に関する取扱いについて」の写しによると、任用予定期間が 2 か月を超える G 職員は、「失業保険法上の労働者に該当しない職員を除き、健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者とする。」とされているところ、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間当時、同様に A 省 C 局の D 職員として勤務していた者はいないとしているた

め、申立てに係る照会をできる者はおらず、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
私が A 社を退職したのは平成 6 年 8 月 31 日付けであるのに、厚生年金保険の被保険者記録では、同年 8 月 31 日の資格喪失となっている。資格喪失日は同年 9 月 1 日のはずであるので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、申立人の A 社における離職日は、平成 6 年 8 月 31 日となっている。

しかし、申立人は、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 2 年 4 月分から 6 年 8 月分までの給料支払明細書を所持しており、2 年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されておらず、6 年 8 月分の給与からは、1 か月分の保険料が控除されていることが確認できることから、同社では保険料は翌月控除であり、同年 8 月分の給与から控除されているのは同年 7 月の保険料であることが確認できる。

また、上記給料支払明細書で保険料控除が確認できる月数は、オンライン記録で確認できる A 社における厚生年金保険の被保険者の月数と一致しており、申立期間の厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 22 日から 49 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 48 年 12 月 22 日から 55 年 12 月 25 日まで A 社に勤務し、  
B 職をしていた。  
ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 49 年 3 月 1 日に  
資格を取得したこととなっており、被保険者記録が 3 か月欠落している。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書によると、昭和 48 年 12 月分、49 年 1 月分、及び同年 2 月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されておらず、厚生年金保険料の控除が始まったのは同年 3 月分の給与からであることが確認できる。

また、申立人が提出した昭和 49 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、上記の厚生年金保険料が控除されていない同年 1 月分及び同年 2 月分を含む同年 12 月分までの給与明細書に記載されている健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月23日から26年3月1日まで  
私は、昭和23年3月20日にB学校の最後の卒業生として卒業し、すぐにA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は資格取得日が26年3月1日となっており、それ以前の被保険者記録が無い。当時の仕入先や取引先などを具体的に記憶しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年3月20日にB学校の最後の卒業生として卒業後、同年3月23日にA社に勤務したと述べているところ、同校は、同年3月末日に閉校していることが確認できることから供述に信憑性<sup>しんぴようせい</sup>があり、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の元役員である申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年3月1日と記載されており、申立人と同日である上、当該被保険者名簿に記載されている同僚で同年3月1日より前に被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、元事業主及び申立人の夫以外の同僚は、既に死亡又は所在不明のため、申立人の保険料控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年7月1日まで

私は、昭和29年4月からA事業所の技術員として厚生年金保険の被保険者となり、32年6月30日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B共済組合連合会は、昭和30年11月1日から32年6月30日までの期間について、申立人が同共済組合の組合員であり、当該期間を基礎期間とした退職一時金を全額受給していると回答していることから、申立人は申立期間においては同共済組合の組合員であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5253 (事案 1318 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 18 日から 52 年 9 月 18 日まで  
前回の申立てでは、申立期間にA社で勤務していたとする期間の厚生年金保険料の控除の確認ができなかったという調査結果であったが、今回、事業主から自分が同社に在籍していたとの証言を得たので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社での業務内容や勤務地の周辺事情にも詳しいことから、同社で勤務していたことは推認できるものの、同僚が、「A社にはパート従業員も存在したため、正社員の人数は分からないが、30名程度の従業員はいた。」と供述しているところ、オンライン記録では、同社における被保険者数は18名であることが確認できること、元事業主が、「当社では平成9年に会社が倒産した時に社内資料を全て破棄したので、申立期間当時のことを確認できる資料は無い。」と回答していることから申立期間に係る保険料控除について確認できないこと、給与から保険料を控除されていた事実を示す資料も見当たらないこと等から、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月14日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人はA社の元事業主から自身が同社に在籍していたとの証言を得たと述べていることから、再度、元事業主に照会したところ、元事業主は、「当時、当社では臨時雇いの従業員は、社会保険には加入させていなかった。また、平成9年に会社を解散した際に全ての書類を破棄したため、申立人の在籍を確認できる資料は無く、自身も申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に

係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。